

労働保険事務組合加入のご案内

当協会では、**会員のメリット**として事業主の方に代わり労働保険に関する事務処理を行う労働保険事務組合を運営しています。

下記を参考にしていただき、この機会に当協会への入会をお勧めいたします。

1. 事務委託できる範囲

常時使用する労働者数が、

- ① 金融・保険・不動産・小売業 50人以下
- ② 卸小売業・サービス業 100人以下
- ③ 上記以外の業種 300人以下

2. 事務委託をした場合のメリット

- ① 労働保険事務の簡素化が図れます。
例えば、「労働保険料の申告・納付」や「雇用保険被保険者の資格取得、喪失」等の事務手続き、ハローワーク・労働基準監督署へ直接出向く手間が省けます。
- ② 事業主や役員・家族従事者など、個別加入の場合では加入が認められない方も、特別加入が可能になります。
- ③ 個別加入では認められない場合でも、保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

なお、事務委託に際しては、当協会への入会していただくこと(協会年会費はHP入会の案内をご覧ください)と、委託手数料(別表)が必要となります。

(別表)

常時労働者数	委託手数料の年額
1人～10人	5,000円
11人～20人	10,000円
21人～30人	15,000円
31人～40人	20,000円
41人～50人	25,000円
51人～	30,000円

※例えば、労働者数が10人の製造業の場合

労働基準協会の年会費 6,300円と労働保険事務委託手数料 5,000円の合計、年額 11,300円で、労働保険料等の申告・納付、採用及び退職時の雇用保険取得・喪失(離職票の作成含む)等が委託でき、事務の負担が大幅に軽減されます。

詳しくは島根労働基準協会(0852-23-1730)までお問い合わせ下さい。